

ASEAN 加盟国の一次産品・加工品貿易と域内経済統合 — パーム油貿易を事例とする補完性・競合性の検討 —

林 田 秀 樹

本稿では、まず、パーム油の2大生産国であるインドネシア及びマレーシアからのASEAN 域内へのパーム油輸出の動向を分析することにより、ASEAN 域内における経済・貿易の補完性・競合性について検討する。ここで焦点を当てるのは、上記2ヶ国と補完的な貿易構造をもっている、あるいはもちうる国が複数あるということである。次いで、同じく2大生産国からの域外の大市場に対するパーム油輸出を分析することにより、いかに輸出国側とそれら大市場の間の貿易が強い補完性をもっているかを明らかにする。ここで重要なのは、パーム油の2大生産国とそれ以外のASEAN 加盟諸国との間の補完性より、域外大市場との間の補完性の方がはるかに強いという点である。東南アジア地域で生産される主要な資源、一次産品及びその加工品の貿易には、パーム油の場合と同種の域内外経済間での補完・競合関係が存在するものと考えられる。域内で産出される資源・一次産品が域内外の貿易において果たしている役割は依然として重要であるため、以上のような補完・競合関係が、ASEAN 諸国が全体として低い域内貿易比率しかもちえない要因となっているものと考えられる。

はじめに

本稿の目的は、「ASEAN（東南アジア諸国連合）域内の経済統合が進展しないこと、すなわち域内貿易比率が顕著に上昇しないことの要因は、加盟諸国の経済・貿易構造が互いに補完的ではなく競合的であり、域外経済と補完的であるからだ」という趣旨の見解¹⁾について、パーム油貿易を事例に検討することである。また、そうすることで、ASEAN 加盟国の一次産品・同加工品貿易一般と域内経済統合との関係についても議論する。

ASEAN は、1992 年以來 AFTA（ASEAN 自由貿易地域）形成のための取組みを開始し、2002 年には、原加盟 5 ヶ国にブルネイを加えた 6 ヶ国の間で AFTA の目標である域内関税の撤廃が達成された。その後も、後発加盟国（CLMV 諸国）において関税削減の取組みが継続され、現在では域内全体の関税水準は極めて低い状態にあるといわれる。また、2010 年から ATIGA（ASEAN 物品貿易協定）が発効し、AFTA の取組みで物品貿易

の自由化に関する制度として機能している。そこでは、関税のみならず非関税障壁の削減・撤廃や原産地証明の簡素化、通関制度の合理化等、貿易円滑化の措置が多面的に講じられていくこととなった。そうした制度的骨格のうえに、2003年の第二ASEAN協定宣言以来展望されてきたASEAN経済共同体(AEC)が2015年末に発足し、AECブルー・プリント(工程表)2015の「4つの柱」の筆頭に掲げられた、ASEANを「単一市場・単一生産拠点」とするための制度構築が継続して進められていくこととなったのである。

しかし、AFTAの取組みが始まって以来四半世紀が経過しても域内貿易比率に顕著な変化はみられず、25%程度とEUやNAFTAなど他の主要な地域経済協力枠組に比して低いままである。関税率が低下してきているにもかかわらず、なぜ経済統合が進展しないのか、すなわちなぜ域内貿易比率が上昇しないのかが議論的となり、域内貿易比率を上昇させるための打開策が様々な検討されてきた。原産地証明手続きの煩雑さが関税減免を阻んでいるという議論ではその簡素化が図られたり、非関税障壁が依然として高いという議論では非関税「措置」の障壁化について貿易事業者から報告を受け付ける制度をASEAN事務局内に設けたりするなど、様々な取組みが行われてきたのである²⁾。

その一方で、ASEAN域内の貿易比率が低いのは域内の貿易構造が互いに補完的ではなく競合的だからであるとして、制度の不十分さや制度以外の社会慣習的障害よりそもそもの経済・貿易構造に要因を求める議論がある(西口2016b, pp.44-46)。西口(2016b)では、ASEANの貿易構造を指して「域内で競合的であり、域外とは補完的である」とも述べられている。筆者は、この「域外とは補完的である」という点については異論ないが、ASEAN域内の貿易・経済構造が補完的ではなく競合的であるといい切れるかどうか疑問を抱いてきた。そして、その疑問について検討するために、ASEAN域内外での一次産品並びにその加工品の貿易について分析する必要があると考えてきた。「単一生産拠点」として、域内に製造業の価値連鎖を構築するための施策が目ざらぬASEANであるが、域内で産出される資源・一次産品が果たしている役割は依然として重要で、その貿易構造の補完性・競合性について考えることもまた重要であるからである。そこで本稿では、ASEAN域内で重要な一次産品加工品の貿易品目になっているパーム油に着目して、ASEAN域内の貿易構造の補完性・競合性について検討することとする。

第1節では、ASEANの域内貿易比率の推移に一次産品・加工品貿易が及ぼしている影響と、パーム油の2大生産国であるインドネシア・マレーシアから域内外に対して行われているパーム油輸出全体の推移が示す傾向について検討する。第2節では、インドネ

シア・マレーシアから ASEAN 諸国向けのパーム油輸出について分析することにより、域内貿易・経済の補完性・競合性について検討する。そして第3節では、インドネシア・マレーシアから域外主要国・地域へのパーム油輸出について分析することにより、ASEAN の対域外の補完性について考察する。最後に第4節で、前節までの検討に基づき、ASEAN 域内の一次産品・加工品貿易が域内貿易比率の上昇として捉えられる「経済統合」にとってもつ意味について考え、むすびとする。

1 ASEAN 加盟国の一次産品貿易とパーム油貿易

ASEAN に加盟する東南アジア諸国には、きわめて豊富な自然資源が賦存している。ここで、石油・石炭や天然ガス、あるいは鉱石などの地下資源のほかに、熱帯林で採れる森林産物、広大な土地や河川、そして温暖で湿潤な気候を利用して栽培され収穫される農産品、加えて水産物や畜産物、並びにその加工品を「一次産品」及び「一次産品加工品」と呼ぶことにしよう。加納（2014）が指摘するように、これらの製品の生産と輸出は現在も東南アジアにおいて、「世界の経済発展に対して不可欠の『土台』を提供しつづけている」³⁾。そして、筆者が UN Comtrade（国連貿易統計）データベースを用いて集計したところ、それらの製品は現在でも ASEAN 加盟諸国の輸出入額に3分の1ほどのシェアを占めているのである。

1.1 一次産品貿易の域内貿易比率

以上のように重要な位置を占める一次産品及び同加工品の域内貿易比率は、どれほどの水準であり、全品目の域内貿易比率にどのような影響を与えているだろうか。まずこのことを、図 1-1, 1-2 により確認しておこう。

図 1-1 では貿易額全体について対域内比率をとり、図 1-2 では輸出に限って対域内比率をとった。貿易額全体については、1995 年以来一次産品及び同加工品の方が、その他の製品よりも対域内比率が高くこの間その比率が上昇してきていること、輸出に限定してみれば、95 年当初は 20% をわずかに上回るばかりであったが、以後一貫して上昇を続け、2000 年にその他の製品の対域内比率と並びその後それを抜き去って 30% を超えるに至っていることがこれらの図よりわかる。そして、こうした対域内比率の高さ及びその上昇傾向は、ASEAN の全品目の対域内貿易・輸出比率を高める役割を果たしている。対域内貿易・輸出比率が域内諸経済の補完性の高さを表すのであれば、一次産品、同加工品の

図 1-1 ASEAN の対域内貿易依存度

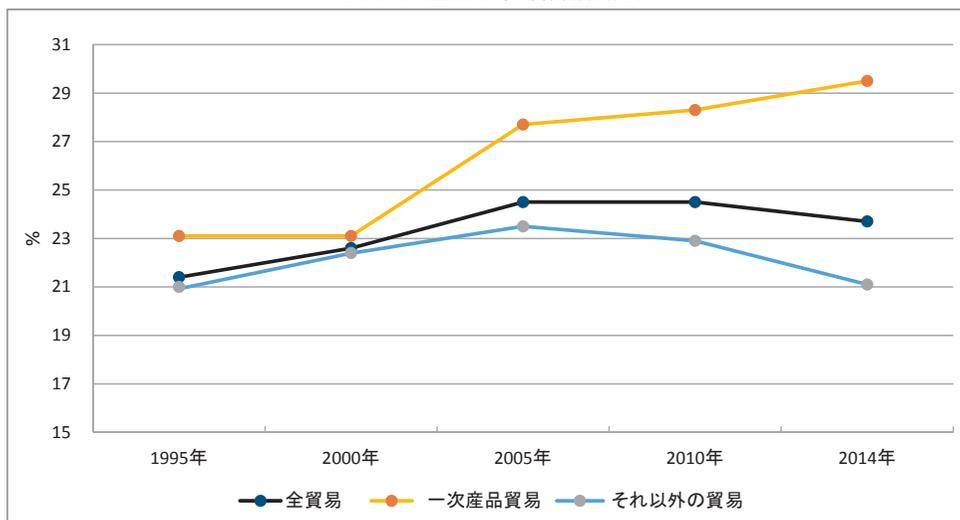
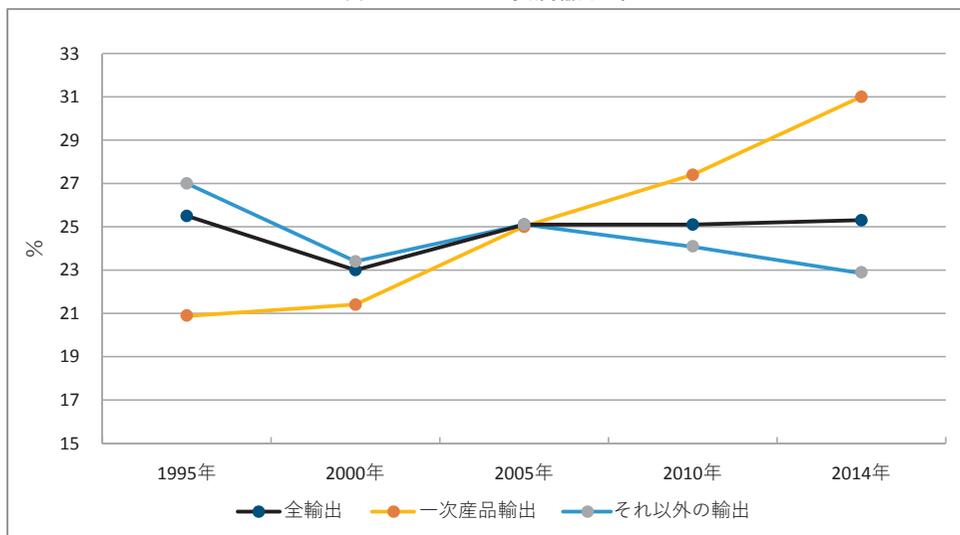


図 1-2 ASEAN の対域内輸出比率



(出所) UN Comtrade Database より筆者作成。

(注) 本稿における一次産品、一次産品加工品の貿易統計分類上の定義、並びに本表作成に際してのASEAN加盟国ごとのデータの利用可能性については、付表1、2を参照。

生産と貿易において、ASEAN加盟国は相対的に補完的な関係にあり、その度合いは増しているということになる⁴⁾。

1.2 パーム油貿易の ASEAN 域内外での現状

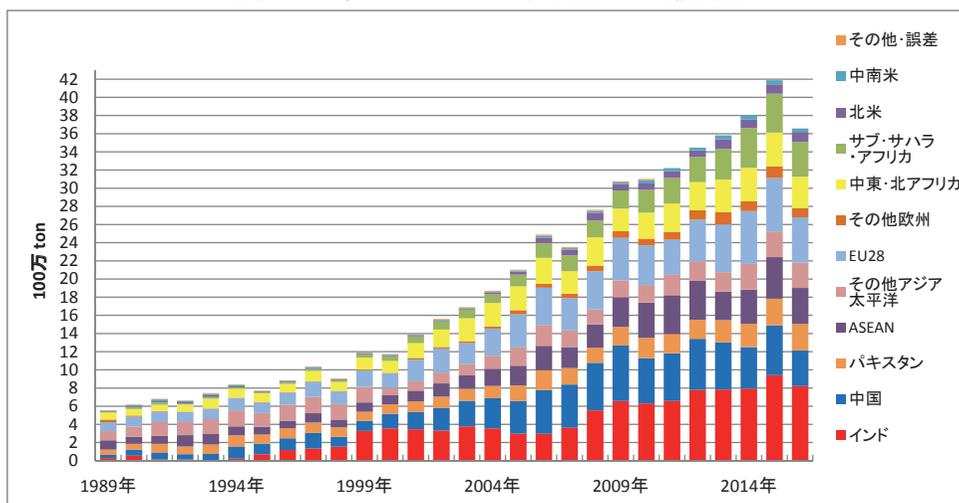
さて、本稿で ASEAN 域内において生産され輸出される一次産品加工品の事例として取上げるパーム油の貿易に焦点を当てよう⁵⁾。なお、単一品目のみを扱うので、価額ベースではなく物量ベースで議論する。

パーム油は、アブラヤシという多年生の植物から搾油されるもので、現在世界で最も多く生産されている植物性油脂である。国連食糧農業機関作成のデータベース・FAOSTATによると、パーム油生産量を何らかの統計で確認できる国は、公表されている直近の2014年のデータで44ヶ国あり、生産量の総計は5,733万 ton となっている。このうち、東南アジアに位置するインドネシアとマレーシアの生産量シェアは約85.4%に達する。これに次ぐのがタイであるが、その生産量は2大生産国より1桁小さい185万 ton ほどであり、シェアでは3.2%を占めるに過ぎない。また、世界のパーム油輸出に占める2大生産国のシェアも常に80%台を維持している。そうした現状であるから、ASEAN 域内はおろか世界のパーム油貿易について議論する際、2大生産国の輸出の動向を追うことでパーム油貿易全体の動向の大半を押さえることができるのである⁶⁾。ここで、図2をみておこう。

図2は、インドネシア・マレーシア両国からのパーム油輸出量を合わせて仕向地別の推移をみたものである。なおここでは、インド、中国、パキスタンについては特に大きな仕向国であるため、地域別分類から独立させている。この図より明らかなように、パーム油という一次産品加工品の輸出先は、インド・中国という大市場を含めアジア太平洋に位置する国々⁷⁾が圧倒的なシェアを占めている。直近の2016年で、輸出量で2,200万 ton 近く、構成比では約6割となっている。ASEAN 加盟国への同年の輸出量は約397万 ton で、構成比は10.9%である。そのASEANに、インドネシア・マレーシアのそれぞれからどれほどの量のパーム油が輸出されてきたか、構成比はどのように推移してきたかについてみてみることにしよう。

パーム油の2大生産国のうち、戦略的に当該部門を輸出指向型の産業として振興するという方針をとった先発国はマレーシアであり、生産量・輸出量とも2000年代半ばまでインドネシアをリードしてきた。しかし、マレーシアは、土地や労働力の賦存で優位にあるインドネシアに原料生産基盤であるアブラヤシ農園の開発において遅れをとるようになったことを大きな要因として、2006年にパーム油の生産量で、2008年にはその輸出量で同国に追抜かれたのであるが、図3-1に表れているように、対ASEAN向け輸出ではさらに早く2002年に両者の順位は逆転し、その後は一貫してインドネシアが優位にある。

図2 インドネシア・マレーシアの仕向地別パーム油輸出総量



(出所) 図1に同じ。

(注) 図2の「国・地域」は、上記資料の country code による分類に従った。そのなかには、例えばニュー・カレドニアやアメリカ領サモア等の非独立国、あるいは、Rest of America, Other Africa 等複数の国家をまとめたケースも、ごくわずかではあるが一部含まれている。これらについても、それぞれ1つの「国・地域」としてその所在地域の仕向先に計上した。

また、「その他アジア太平洋」地域とは、中国、インド、パキスタン、及び西アジアを除くアジア各国・地域、並びにオセアニア各国からなり、北米、中南米地域を含まない。

何がその逆転の原因になったのかについては後述することとし、ここではまず、図3-2が示す ASEAN 諸国向けパーム油輸出比率が示す傾向についてみておくことにしよう。

この図で指摘すべきことは、2大生産国からのパーム油の域内輸出比率が総体としてたどっている傾向についてである。それは、1990年前後から10年余の間に20%水準から10%前後にまで急激に減退してきたが、それ以降も直し、2011年には13.3%となっていた。しかし、2年後の13年に再び急落した後、またもち直すという複雑な上下動を繰り返している。当初の10年余の対域内輸出比率の低下については、図3-1から確認される ASEAN 向けパーム油輸出量の横這い傾向を考え合わせると、この間、域外へのパーム油輸出が相応に増大していたことが窺える。パーム油貿易における補完関係に関していえば、貿易一般のレベルよりもはるかに域外経済との補完性の方が高まってきていたことを示しているのである。

さて、ASEAN 加盟諸国向けパーム油輸出量において、インドネシアが早くも2002年時点でマレーシアを抜いた要因の議論に戻ろう。その要因は、大きく分けて3つある。まず、マレーシアがインドネシアという市場を喪失してきたことである。

1960年代に本格的にアブラヤシ・パーム油関連産業の振興に取組み始めたマレーシア

図 3-1 インドネシア・マレーシアの対 ASEAN パーム油輸出

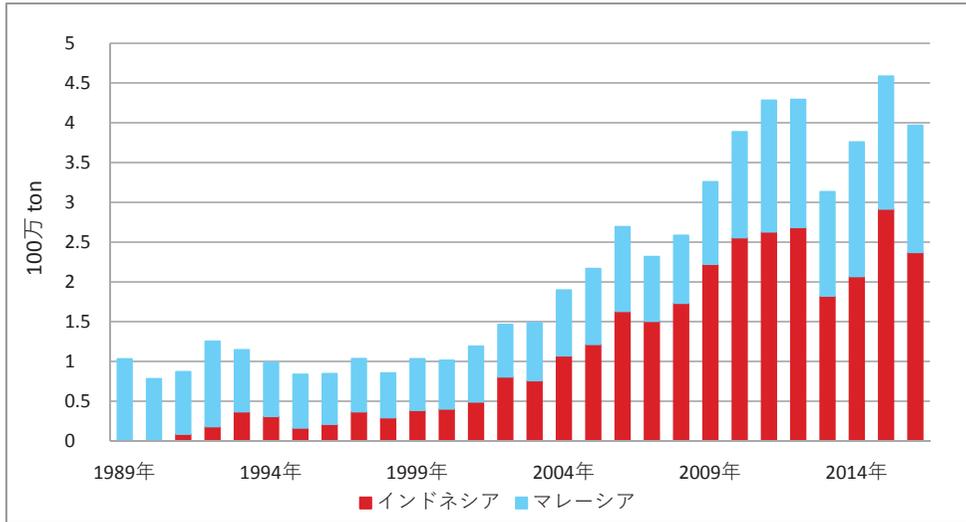
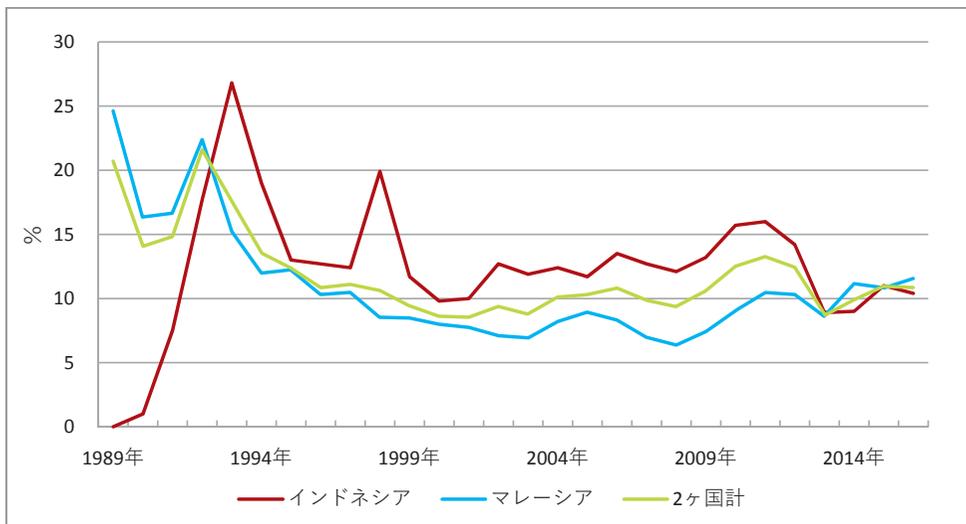


図 3-2 インドネシア・マレーシアの対 ASEAN パーム油輸出の構成比



(出所) 図 1 に同じ。

に対し、インドネシアは 10 年以上遅れて 1970 年代末に当該産業の振興に乗出した。1980 年代には世界銀行やアジア開発銀行からパーム油の原料生産基盤としてのアブラヤシ農園開発に対するプログラム融資を得て開発を本格化させ、急速にパーム油生産能力を増強しいき、国内需要についてはマレーシアに依存する必要がなくなりつつあったのが 1990 年代前半の状況といえるだろう。1989 年当初にはまだ 32 万 ton ほどのパーム油が

マレーシアからインドネシアに輸出されていたが、増減を繰り返しながら1995年には10万トン大きく割込み、現在では2千ton台で推移している。この例は、互いの経済・貿易構造が競合的であるがゆえに域内貿易が衰退していった典型的な例であるといえるだろう。

第2の要因は、当初から大きな規模を誇っていたマレーシアからのシンガポール向けパーム油輸出が徐々に減少していき、相前後してインドネシアからの同国向け輸出が増大していったことである。そして、第3の要因は、第1に挙げた事柄からすれば逆説的であるかもしれないが、インドネシアからマレーシアに対するパーム油輸出が急激に増大していったことである。これらは、いずれもASEAN域内貿易の補完性、競合性と密接に関連する事柄である。他のASEAN域内でのパーム油貿易をめぐる動きと併せ、節を改めて議論することとする。

2 インドネシア・マレーシアからのASEAN主要市場向けパーム油輸出

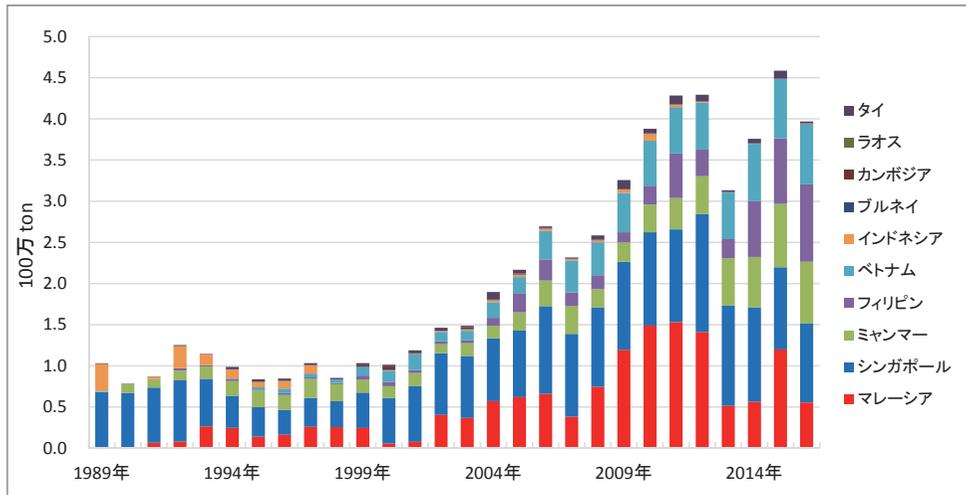
前節では、パーム油のASEAN域内市場でインドネシアとマレーシアの地位が逆転したことと関連させて、シンガポール市場における2大生産国のせめぎ合い並びにマレーシアのパーム油市場にインドネシアが参入していったことを指摘した。本節ではこれらに加え、タイのパーム油市場・同産業の問題、さらにミャンマー、フィリピン、ベトナムに向けた2大生産国からの輸出について順に検討していくが、その前に、インドネシア・マレーシアからの仕向先別の対ASEAN加盟国パーム油輸出量全体の変化についてみておこう。

2.1 需要側からみたASEANパーム油市場の変化

図4が、ASEANのどの加盟国にどれほどのパーム油が2大生産国から輸出されてきたかをみたものである。図3-1が生産・供給側からみたASEANパーム油市場の変化であれば、この図4はそれを需要側からみたものということになる。この図から、前節で述べたこととの関係で1つの事実を、そして次項以降で検討する順に4つの事実を確認しておきたい。

まず前節で指摘したことと関係する点であるが、インドネシアへの輸出が、当初は32万tonほどありながら、現在では微々たる水準しかないという事実である。図からは、それが3割ほどのシェアから急激に衰微していつている様子がわかる。

図4 インドネシア・マレーシアからの仕向地別 ASEAN 向けパーム油輸出



(出所) 図1に同じ。

次に、次項以降で検討する事柄を指摘しておこう。第1に、シンガポールの市場が一貫して大きなシェアを占めてきていることである。同国は、ASEAN 域内のパーム油輸出先として、2010, 11の両年に市場としてのマレーシアに首位を譲った以外、首位に座り続けてきた。この国にどれほどのシェアをもつかは、ASEAN 市場全体を考えるうえで重要な問題なのである。第2に指摘したいのは、タイ向け輸出の規模の小ささである。10万 ton を超えた年が2年（2009, 11年）あるが、現在では2万 ton ほどでしかない。先にも触れたが、タイは世界第3位のアブラヤシ・パーム油の生産国であって、基本的に自給できているからである。このことと、ASEAN 域内貿易の補完性・競合性の問題との関連について、後に検討する。

第3に注目されるのが、ミャンマー・フィリピン・ベトナムという ASEAN 域内では人口・市場規模の大きい国々へのパーム油輸出が、近年急激に伸びてきているという点である。シンガポールは直近の2016年でも依然として ASEAN 加盟国のなかで最大のパーム油輸出市場（約96万 ton）なのであるが、フィリピンに同年、2大生産国から94万 ton の輸出が記録されていて急追されている。また、このフィリピンを含む3ヶ国へのインドネシア・マレーシアからのパーム油輸出がシンガポール向け輸出を上回ったのは2011年で、合わせて約149万 ton の輸出量が記録されている。以後わずか5年の間に、3ヶ国合わせて242万 ton の市場となるほどの成長が記録されている。

最後、第4に指摘すべき点は、パーム油輸出国ではなく、「輸出先」としてのマレーシ

アの変化の激しい動向である。1990年代初頭から、10～20万 ton 台でインドネシアからマレーシアへのパーム油輸出が行われてきたが、それが急激に増大し始めるのが2000年代半ばから後半にかけてであり、2011年のピーク時には、150万 ton を超えるに至る。しかしその後、2013年には、前年の約141万 ton から90万 ton もの縮小が記録されているのである。この年のASEAN パーム油市場の縮小は、ほぼこのマレーシア向け輸出の縮小だけで説明できる。いうまでもなく、マレーシアへのパーム油輸出を行っていたのはインドネシアであるから、図3-1と比較してみれば、インドネシアからの輸出货量とマレーシアへのそれとがこの時期ほぼ相似形をなして連動していることがわかる。

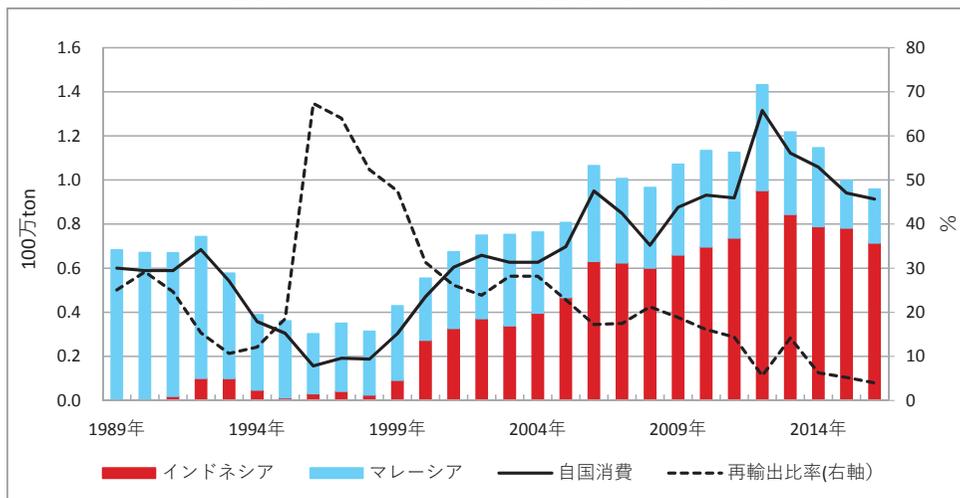
このような全体的な動向を踏まえ、以上の4つの事実がASEAN加盟国のパーム油市場にとってもつ意味について考えていこう。

2.2 シンガポール市場をめぐるパーム油2大生産国のせめぎ合いと同国市場の変容

まず、図5によりながらマレーシア・インドネシア両国からのシンガポール向けパーム油輸出货量の動きをやや詳細に追ってみよう。

マレーシアからの輸出は、1989年当初の68万 ton 台から5年後の94年には、ちょうど半減して34万 ton 余となり、10数万トンの振幅で上下動を繰返しながら、直近では24万 ton 台にまで落込んでしまっている。一方、インドネシアからの輸出は、1992年から

図5 シンガポールへのパーム油輸出と同国からの再輸出比率



(出所) 図1に同じ。

(注) 以下の図で取上げる各国は、仕向先ごとに輸出货量が相当程度異なるため、参照の縦軸のスケールに注意されたい。

2年連続で10万 ton を超えるが、それ以後国内経済が活況を呈していた時期に減退し、通貨危機時を経て急激な増大が始まる。1999年に約9万2千 ton であったのが、翌年には27万 ton を超えてほぼ3倍となり、28万 ton 余のマレーシアからの輸出と肩を並べるに至る。2004年までは毎年のように順位が入替る相克の時期が続くが、2005年に10万 ton 以上の差をつけてインドネシアからの輸出がマレーシアからのそれを追抜いてからは、両国の順位は入替っていない。インドネシアからの輸出は、2012年に95万 ton のピークに達するが、以後漸減して直近では約71万 ton となっているものの、2ヶ国からの輸出総額に占めるシェアは74.5%の高率となっている。現在は圧倒的にインドネシアが優位にあるが、両国間にパーム油生産をめぐる競合関係が存在することはシンガポール向け輸出にも表れている。

インドネシアからの輸出がこれほどまでに増大してきた背景には、もちろん国民通貨ルピアの大幅減価があるであろうが、通貨危機時にインドネシア国内でときには暴力を伴って現れた反華人的な社会的風潮から逃れ、シンガポールに本拠を移した華人系のパーム油生産企業、アブラヤシ農園企業の影響があったのかもしれない⁸⁾。ともあれ、このようなインドネシアからの輸出増が、拡大するシンガポールのパーム油市場を満ちし続け100万 ton の規模にまで達したのである。

次に図5で注目したいのは、シンガポールのパーム油の再輸出比率⁹⁾の推移に関連する事柄である。図のなかで点線で示したのが再輸出比率である。中継貿易港として名高く、輸出額の対GDPが1を超える同国には、国内消費をはるかに上回る財が輸入され、それらの多くがまた輸出されていくというイメージが強いのであるが、この図をみる限りパーム油貿易に関してはそうした図式は当てはまらない。1990年代半ばに2大生産国からのパーム油輸出が減退して再輸出比率が70%に迫るほどに上昇して以降は、顕著に低下して直近の再輸出比率は4%にまで落ちている。また、シンガポールにはアブラヤシ・パーム油を生産する産業そのものが存在しないので、在庫を考慮しないとすれば、インドネシア・マレーシアからシンガポールへのパーム油輸出量から、シンガポールから他国への再輸出量を差引いた量を「自国消費」と定義する¹⁰⁾。なおここで、「自国消費」とは、国内における他の生産工程への投入も含むものとしている。それを図に実線のグラフで示している。そのグラフをみてみると、この国のパーム油消費量の大きさがわかる。

ところで、シンガポールにおけるパーム油消費が存外に高水準であるということは、インドネシア・マレーシアとの間で、生産-消費という補完関係が成立していることを意味

している。そもそもシンガポールには農業はないから、農産物を始めとする一次産品及びその加工品の生産国との間で行われる当該財の貿易はすべて補完的な貿易ということになるが、以上のように大きな規模でのそうした補完関係が、同じASEAN加盟国であるインドネシア・マレーシアとの間に存在しているということは、ASEAN域内経済を特徴づける一側面として重視されてよい。

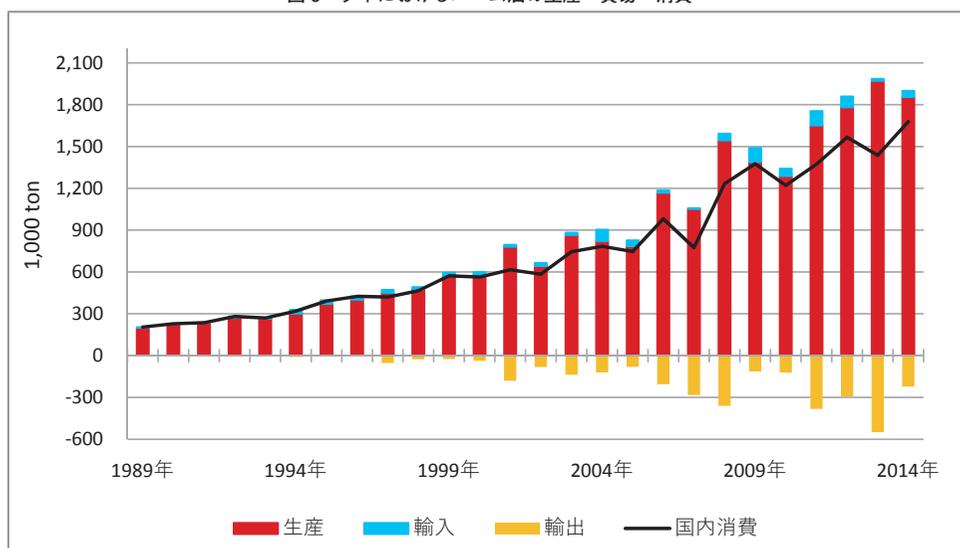
2.3 第3位のパーム油生産国タイと2大生産国との間の関係

次に、図6によりながらタイにおけるパーム油の生産と貿易について検討する。

タイでは、ほとんどのアブラヤシ生産を小規模自営農（小農）が担っており、地域的には南部（マレー半島部）で広がりを見せている。ただ、それらの小農はほとんどすべてがランテーターと呼ばれる仲買人を通じて主にミャンマーからの外国人労働者を雇いながら、アブラヤシ栽培を行っている。そうしたこともあって、生産効率がマレーシア・インドネシアに比して極めて低いとされており、政府はそうした事情を踏まえ当該部門保護のために原則として外国からのパーム油輸入を禁止しているのである¹¹⁾。このような場合、タイとインドネシア・マレーシアの三国間で競合関係があるといえる。

仮に、タイ政府のパーム油輸入に関する保護政策がASEAN経済共同体・ATIGAの貿易自由化枠組みにおいて問題視され、解除されることになった場合、タイのパーム油市

図6 タイにおけるパーム油の生産・貿易・消費



(出所) UN Comtrade Database, FAOSTAT より、筆者作成。

場は開放されて年間 200 万 ton 前後の大きな潜在的輸出市場が出現することになる¹²⁾。現在の実力差通りにタイのアブラヤシ・パーム油生産が相対的に非効率であるがゆえに 2 大生産国からのパーム油輸出に敗北し壊滅的打撃を被れば、いわゆる貿易創出効果が生じるとされるケースである。この場合、タイとインドネシア・マレーシアとの間の関係は競合関係から補完関係に転換されることになる。

あるいは、貿易が自由化されるだけでなく、タイのアブラヤシ・パーム油生産部門への外国資本の参入まで認められるようなことになれば、すでに同じパーム油生産大国のインドネシアやアブラヤシの原産地・西アフリカなどに進出しているマレーシア資本が参入してきて一部に効率的な生産体制を構築するかもしれない。そうなれば、タイ国内のパーム油需要は依然として国内からの供給で満たされるため貿易は創出されないかもしれないが、国内の生産者も自らの生産体制を合理化することを外国資本との競争によって強いられ、同国のアブラヤシ・パーム油の生産体制が効率化されて国際競争力をもつようになり新たにパーム油の輸出拠点と化すかもしれない。すなわち、インドネシア・マレーシアとの間に、タイの国内市場をめぐる競合ではなく、第 3 国の市場をめぐる新たな競合関係ができ上がるかもしれないのである。実際、図 6 をみてもわかるように、インドネシア・マレーシアの生産体制に比して非効率であるとはいえ、輸出もわずかではあるが記録している。

以上のように、ひと言に複数国間の競合、補完とはいってもいつまでも固定的な関係であるとは限らないし、その態様も様々である。また、貿易を創出するかもしれない競合関係も想定しうる。

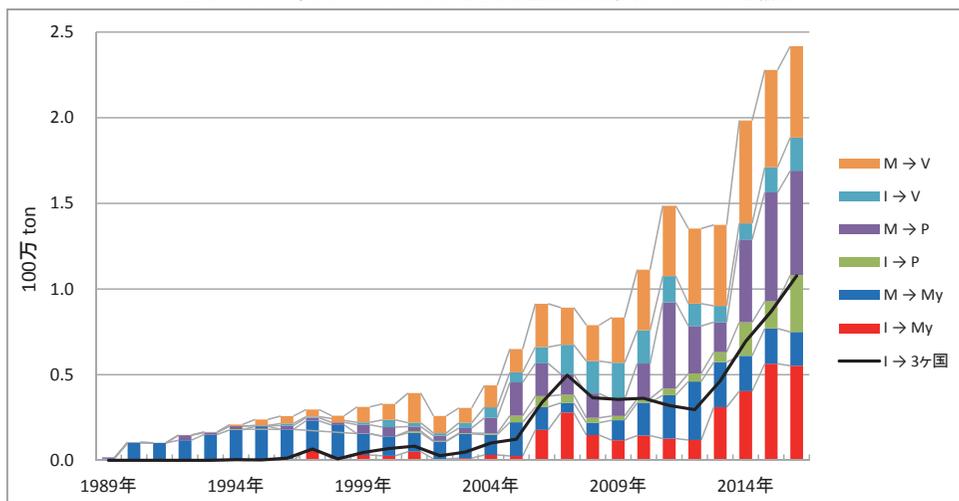
2.4 ASEAN 域内の新興パーム油市場としてのミャンマー・フィリピン・ベトナム

ここでは、図 4 で確認した標記 3 ケ国のパーム油輸出市場で、インドネシアとマレーシアがどのようにせめぎ合ってきたかを図 7 で確認しておこう。

まずミャンマーについては、ここで取上げる 3 ケ国のなかでは最も早くからパーム油輸出の仕向地となっていた点が注目される。当初その市場は、専らマレーシアからの輸出によって占められていたが、通貨危機に前後してインドネシアからの輸出も始まり、2006 年、両国の位置は逆転する。その後 6 年間相克状態が続くことになるが、2014 年にインドネシアからの輸出が 40 万 ton 余、マレーシアからのそれが 20 万 ton 余となって倍の差がつき、以後 2 年間その差が 30 万 ton 以上に広がってきている。

次に、フィリピンについては、ここで取上げる 3 ケ国のなかで現在最大のパーム油輸

図7 インドネシア・マレーシアから ASEAN 新興市場へのパーム油輸出



(出所) 図1に同じ。

(注) 凡例中のアルファベットは、国名の頭文字で、I:インドネシア、M:マレーシア、My:ミャンマー、P:フィリピン、V:ベトナムである。

出が行われているということもあるため、やや詳細に検討してみよう。同国には従来から発達したヤシ油産業があって、食用に使われる植物性油脂もヤシ油が大半を占めていた。そのこともあってか、インドネシア・マレーシアからパーム油の輸出が増大速度を上げ始めたのがミャンマー、ベトナムより遅く、2005年になってようやく前年比で倍増以上となる20万 tonの輸出が記録されることになる。この間、より大きく輸出を伸ばしたのはマレーシアの方であった。2大生産国からの総輸出量がその後大きく伸びるのは、2014年である。この年、インドネシア・マレーシアからの輸出は、合わせて約69万 tonになり、対前年比で約3倍の伸びを達成している。直近の2016年では、マレーシアから約61万 ton、インドネシアからは約33万 tonの輸出が行われている。インドネシアからの輸出は前年から倍増以上となっていて、マレーシアからの輸出に迫ってきている。

なおここで、フィリピンにおけるヤシ油（コブラ）生産の推移を確認しておく。FAOSTATによると、1990年代を通じ、75万 tonに急減した1999年を除いて100数十万 ton台で推移してきたが、2010年に191万 ton余を記録してピークに達した後、直近の2014年では、約111万 tonにまで減少している。これが構造的なものであるかどうかはわからないが、2016年に2大生産国からのパーム油輸出が94万 tonにも達していることを考えると、ヤシ油・パーム油間で相応の代替が生じているものと考えられる。

またフィリピンでは、南部ミンダナオ島にアブラヤシ農園も開発されていて、一定量

のパーム油生産も行われている¹³⁾。FAOSTATでは、1990年代末までは年産5万トン前後で推移していた生産量が今世紀に入って伸び始め、直近では11万tonにまで達している。しかし、需要の伸びる速度に追いつかず、現在のような2大生産国からの輸入の急増を招いているのである。

最後に、ベトナムへのインドネシア・マレーシアからのパーム油輸出についてみることにしよう。ミャンマー、フィリピンと同様、ベトナムに対してもパーム油輸出の先行国となったのはマレーシアであった。1990年代から2000年代半ばまでマレーシアの明らかな優位が続いた後、2007, 08年に20万ton前後の水準でインドネシアが一旦並びかけたが、その後再び引離されて、直近では約53万tonのマレーシアからの輸出に対し、インドネシアからの輸出量は20万tonを下回っていて2.5倍以上の差がついている。全体の輸入量で見ると約73万tonとここで取上げた3ヶ国のなかでは最も少ないが、その伸びは最も急速で、1991年にマレーシアからの輸入が初めて記録された年の約900tonから、四半世紀で800倍の増加を果たしていることになる。

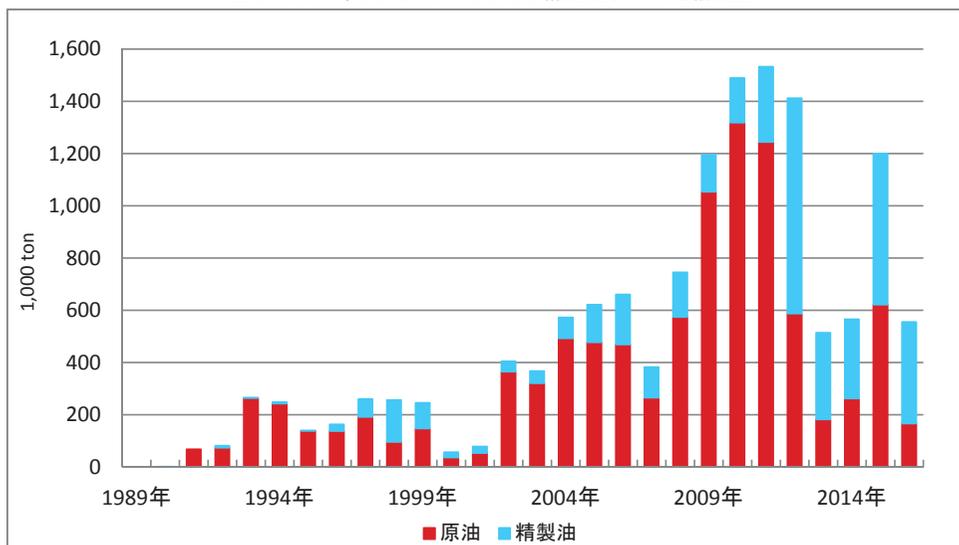
以上、ASEAN域内のパーム油新興市場ともいうべき3ヶ国における2大生産国間のせめぎ合いについてみてきたが、両国のこれら3ヶ国市場へのパーム油輸出量総計は、直近でインドネシアが約108万ton、マレーシアが約134万tonとなっている。シンガポールと同じく、インドネシア、マレーシアと補完関係にある3ヶ国の市場をめぐって、競合関係にあるそれら2大生産国がパーム油輸出の攻勢をかけているのである。そのような競合・補完関係を軸に今後もパーム油市場が拡大していく可能性があるが、一方でフィリピンへのパーム油輸出について論じた際に言及したパーム油輸入国でのパーム油生産の今後も注目される。ベトナムでもアブラヤシ農園開発、パーム油生産がまだ小規模ではあるが行われ始めているといわれる。これらの国々にも、インドネシア・マレーシアとの補完関係の傍らで当該産業が輸入代替的に育つかどうかは、タイの例を考え合わせると、やはり政策的な要因によって大きく左右されるのかもしれない。

2.5 マレーシア向けパーム油輸出の変動の意味

さて、本節の最後に市場としてのマレーシアに向けられたパーム油輸出の動向が示唆する事柄について検討しておこう。

図8は、インドネシアの対マレーシア・パーム油輸出を精製度別に示したものである。パーム油は、まず、収穫後のアブラヤシ生果房を圧搾して採油される。この段階のパーム油はパーム原油（CPO：Crude Palm Oil）と呼ばれ、その後、脱ガム・脱酸・脱臭・

図8 インドネシアのマレーシア向け精製度別パーム油輸出量



(出所) 図1に同じ。

脱色等の工程を経て精製されたパーム油はパーム精製油（RBDPO：Refined, Bleached and Deodorized Palm Oil）と呼ばれる¹⁴⁾。このような区別をしてマレーシア向けパーム油輸出のデータを示したのは、インドネシアからマレーシアに対してそもそもなぜパーム油が輸出されるのかという点について理解するためである。パーム油を国内で十分自給することができ、なおかつそれが競争相手の国のパーム油に品質・価格双方の側面で劣らなければ、当該国は競争相手の国から自国消費のためのパーム油を輸入する必要はない。それゆえ、図4でみたように、インドネシア国内のパーム油及びその原料のアブラヤシの供給能力が高まっていった1990年代に、マレーシアからのインドネシア向けパーム油輸出は急速に減退していったのである。それではなぜ、インドネシアからマレーシアに対してパーム油輸出が行われるのだろうか。それは、少なくとも1980年代末以降、パーム油輸出の大半を精製油形態で行ってきたマレーシアが、主として輸出向け精製油の原料としてのパーム原油をインドネシアから調達するためであったと考えられる¹⁵⁾。1990年代になって本格化するインドネシアからマレーシアへのパーム油輸出の大半が原油形態で行われてきたのは、その証左である。

次に、なぜパーム原油を海外から調達する必要があったかについては、パーム油輸出が活況を呈していたため国内の原油供給では不足をきたしていたからか、価格等諸条件において、インドネシア産CPOを使う方が有利であるとその調達を行うマレーシア企業

が判断したからか、あるいはインドネシアに進出しているマレーシア系パーム油・アブラヤシ農園企業からマレーシア国内の系列精製企業に原油を輸出したかのうちのいずれか、もしくはその複数の組合せであろう。そうした要因で、インドネシアからマレーシアに行われるようになったパーム油、とりわけ CPO の輸出は、1990 年代に 10 万～20 万 ton 台で推移していたものが 2000, 01 年の一時的な低迷期を経て急速に増大し、2011 年には 153 万 ton のピークに達した。しかし、翌 2012 年こそ 141 万 ton 台の輸出が維持されたものの、13 年には 51 万 ton 台へと一挙に 90 万 ton も減少することになる。15 年には再び 120 万 ton まで増大し、直近では約 56 万 ton へと減少するという振幅の大きい変動を繰り返しているのである¹⁶⁾。

さてそれでは、インドネシアからのマレーシア向けパーム油輸出の動向が、ASEAN 域内の経済・貿易構造の補完性・競合性との関連で示唆することは何であろうか。第 1 に、競合的な関係にある産業であっても、川上から川下までのそれぞれの工程間の関係は補完的であるということである。換言すれば、潜在的な価値連鎖が形成されているといえる。上記の例でいえば、インドネシアのアブラヤシ・CPO 生産とマレーシアの精製油生産の各工程間の関係である。特に、各工程において需給ギャップが顕著である場合、そうした補完関係はなおさら相互に求め合う関係となり、上流工程の産出物が国境を越えて下流工程に販売されていく可能性、すなわち貿易が生じる可能性が高まる。

第 2 に、上記のような工程間の補完関係が大規模な貿易を生出すケースはあっても、そうした補完関係は必ずしも恒常的な関係であるとは限らないということである。例えば、インドネシアからのマレーシアへの CPO 輸出が激増した 2010-11 年頃までは、インドネシアのパーム油精製施設の蓄積はまだ薄かったと考えられる。それ以後、政府がパーム油精製・加工施設を増強するための投資を支援する政策を採ったこともあり、同国の精製能力は急伸していった¹⁷⁾。2012, 13 年とインドネシアからの CPO 輸出が減少していった背景には、そうした供給側の物的条件の変化も一因となっていたと考えられる。

ともあれ、インドネシア-マレーシア間のパーム油貿易の構造に関していえば、上記のような工程間の補完関係が顕在化して貿易が大規模に行われるかどうかは予見することが難しいが、産業全体として競合的であるからといって、貿易が阻害されるケースばかりであるとは限らないことが上記の議論で明らかになった。

2.6 小括

ここで、本節の議論を簡潔にまとめておこう。ASEAN 域内では貿易構造が競合的であ

るといわれることがある。確かに、パーム油生産大国であるインドネシアとマレーシアと間の生産・貿易の関係は競合的ではあるが、それら2ヶ国と他のASEAN諸国との間の関係は、必ずしも競合的ではない。特に、シンガポール、ミャンマー、フィリピン、ベトナムといった国々との間には、生産-消費という補完関係が強固に存在している。これらの市場の成長が、インドネシア・マレーシアのパーム油産業の成長を促す大きな要因となってきたし、今後も両者のそうした関係がより深まる可能性がある。ただ、世界第3位のアブラヤシ・パーム油生産国であるタイとインドネシア・マレーシアとの間には、タイ政府の保護政策もあって強い競合関係がある。しかし、こうした競合関係も、今後タイ政府の保護政策が解除された場合は、生産-消費という補完関係に転換されるかもしれない。タイのパーム油関連産業への外国資本流入が進むとすれば、新たな競合関係がパーム油を生産する3ヶ国の間に形成され、それら諸国と他の域内諸国との間に生産-消費の補完関係が形成される可能性もある。最後に、インドネシア・マレーシア間関係については、同じ工程同士は確かに競合的ではあるが、異なる工程の間には少なくとも潜在的な補完関係がある。これが顕在化するかどうかは、各工程に生じている需給ギャップや政策的要因によるところが大きいと考えられ、恒常的に安定して発展する補完関係であるとはいえない。

3 インドネシア・マレーシアからの域外アジア主要国向けパーム油輸出

前節までに述べた通り、ASEANの域内経済が競合的であるという西口(2016b)の主張については異論があるが、ASEANと域外経済との間が強い補完関係にあることについては、筆者も同意する。この点に関して、以下では、インドネシア・マレーシアから域外の特にアジアの大市場に向けてのパーム油輸出を例に事実を確認していこう。その際、インドネシア・マレーシア間の激しいせめぎ合い=競合関係に注目する。

3.1 ASEAN域外のアジア大市場へのパーム油輸出

[1] パーム油輸出へのアジア市場の寄与

図2に示した仕向先別パーム油輸出量の推移の説明の際にも述べたように、インドネシア・マレーシアからのパーム油輸出は、大きく「アジア太平洋」地域の国々からの需要によって牽引されてきた。以下ではまず、1989年から直近の2016年までの輸出総量の増大に各地域への輸出増がどれだけ寄与したか¹⁸⁾、直近の2016年の輸出総量に各国・地

表1 インドネシア・マレーシアのパーム油輸出量の増加に対する地域別寄与

	輸出増 / 輸出量 (万 ton)		(%)	インド	中国	パキスタン	ASEAN
2ヶ国計	1989-2016年増分	3,159.9	寄与率	23.1	18.0	5.6	11.9
	2016年輸出量	3,657.3	構成比	22.5	10.8	7.9	10.9
	1989-2016年輸出総計	53,354.5	構成比	19.3	15.4	8.1	11.0
インドネシア	1989-2016年増分	2,197.7	寄与率	31.5	13.0	9.5	10.8
	2016年輸出量	2,275.9	構成比	23.8	11.7	9.2	10.4
	1989-2016年輸出総計	25,761.9	構成比	26.4	12.4	5.1	12.1
マレーシア	1989-2016年増分	962.2	寄与率	26.5	9.7	2.3	5.9
	2016年輸出量	1,381.4	構成比	20.2	9.2	5.8	11.6
	1989-2016年輸出総計	27,592.6	構成比	12.6	18.3	11.0	9.9

(出所) 図1に同じ。

域向けの輸出がどれほどの構成比を占めているか、そして、1989年以來28年間の累計輸出量に各国・地域向けの輸出がどれほどの構成比を占めているかについて、表1に示しておこう。

まず、この表から読取れる事実を挙げると以下ようになる。パーム油の2大生産国からの輸出総量の増加に果たした寄与、並びに直近の輸出量の構成において、独立国としてはインド、中国、及びパキスタンの順に重要な位置を占めていて、ASEANは中国とパキスタンの間に入る。輸出国をインドネシアとマレーシアで個別にみても、パーム油輸出量の端点比較においては双方ともインドから最大の寄与を受けている。直近の輸出量構成比についても同様である。

一方、累計値については、マレーシアは中国に最大量を輸出してきたことがわかる。これは、近年こそマレーシアの中国向けパーム油輸出が減退してきているものの、1989-2016年の間に同国向け輸出がマレーシアのパーム油輸出の相当部分を占めてきたことを示している。いずれにせよ、インド、中国のパーム油輸出仕向先としての存在感は圧倒的で、輸出国2ヶ国を合わせると、いずれの指標もインド・中国だけで3分の1以上の比率を占めている。それだけ、2大生産国からのパーム油輸出が域外大市場に依存していることの表れでもある。なお、パキスタンとASEAN向けの輸出の累計値の順位については、マレーシアとインドネシアでは逆になっている。インドネシアは、近年パキスタン向け輸出を伸ばしているが、累計値で見ればASEAN加盟国向けがパキスタン向けをはるかに上回り、中国向けに迫る水準となっている。これに対しマレーシアは、累計値としてはASEAN域内諸国よりパキスタン1国に対してより多くのパーム油を輸出してきている反面、近年では同国向け輸出が鈍り、ASEAN向けが増大してきていることがわ

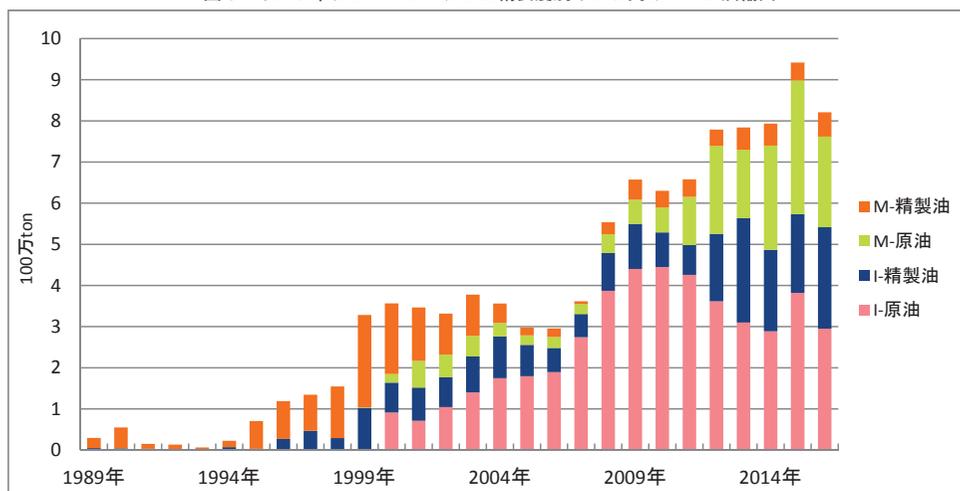
かる。

[2] インド・中国・パキスタンでの2大生産国のせめぎ合い

それでは、インドネシア・マレーシアからのパーム油輸出が、どれほどアジアの大市場に依存して増大してきたかについてみることにする。最初に検討するのは、国としては最大のパーム油市場として不動のインドであるが、近年の精製度別輸出の動向では、インドネシア-マレーシア間の複雑なせめぎ合いがみられる市場でもある。図9によりながらその動向を確認しよう。

インドのパーム油市場は、1999年までほとんど専ら2大生産国からの精製油輸出によって満たされていた。2000年以降、両国からの原油輸出が本格化するが、そのうちの多くをインドネシアからの輸出が占めるようになり、ついには2010年に同国からの原油輸出だけで約445万tonにまで達する。当該時点までに、インド国内に相応の精製能力が形成されていたことが窺える。しかしその後、インドネシアからの原油輸出の規模は次第に減退し、2016年には295万tonとわずか6年間で150万tonもの減少幅を記録している。これとは逆に、同国からの精製油輸出は2010年の約109万tonから直近には約247万tonにまで拡大し、原油輸出の減少をほぼ相殺して500万ton台の輸出総量が維持され、ほぼ横這いの状態となっているのである。前節でも触れた通り、インドネシア国内

図9 インドネシア・マレーシアの精製度別インド向けパーム油輸出



(出所) 図1に同じ。

(注) それぞれの市場規模が大きく異なるため、それぞれにあえて異なるスケールを当てて作図していることに注意されたい。

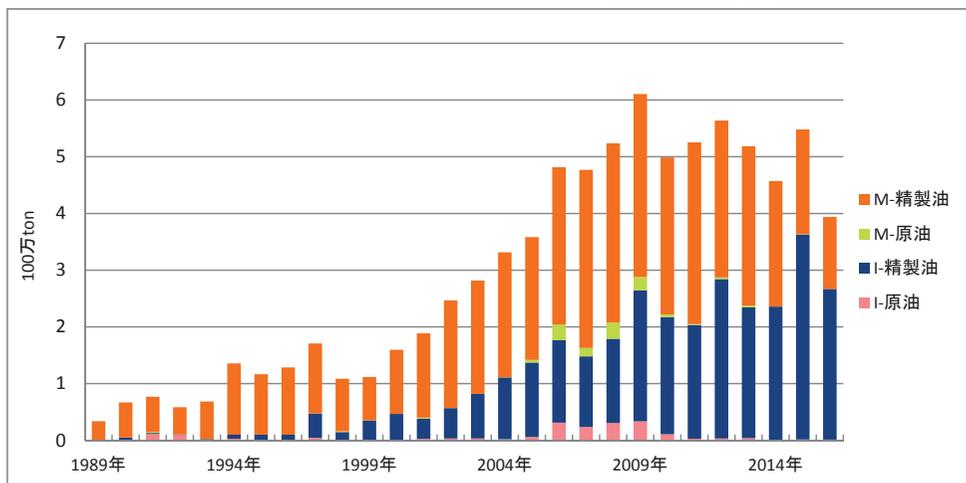
でパーム油精製能力が増強されてきたことの表れでもある。

一方、マレーシアからの輸出については、2000年代半ばからインドネシアに押されて100万 ton を割込む期間が数年続いたが、2011年より原油輸出を中心に輸出量を伸ばしていった。直近では、マレーシアからインドへの原油輸出は約220万 ton となっている。依然として成長を続けるインド市場に、マレーシアがその成長分を取込むかたちで参入している状態である。直近でのマレーシアの構成比は、34%である。

次に、中国市場についてはどうであろうか。図10からそのおおよその動きをとらえられるが、2000年前後から数十万 ton レベルで中国に精製油を輸出してきたインドネシアは、2004年には100万 ton を超える精製油を同国に輸出し、2007年にその規模は約124万 ton に達していた。それ以降、輸出増は加速し直近では約266万 ton と10年弱で倍以上の規模となっている。対してマレーシアは、1989年当初よりインドネシアをはるかにしのぐ規模で中国向けの精製油輸出を行ってきて、2007年の時点では314万 ton にも達していた。しかしその後、同国の対中精製油輸出は徐々に後退し、直近では約127万 ton となっている。この間、インドネシアは新たに142万 ton の精製油市場を獲得し、マレーシアは187万 ton の市場を喪失している。成長が止まり縮小の兆しさえ窺える世界第2の市場では、首位のインド市場のケースとは逆にインドネシアがマレーシアから市場を奪いつつある。直近でのインドネシアの構成比は、約68%である。

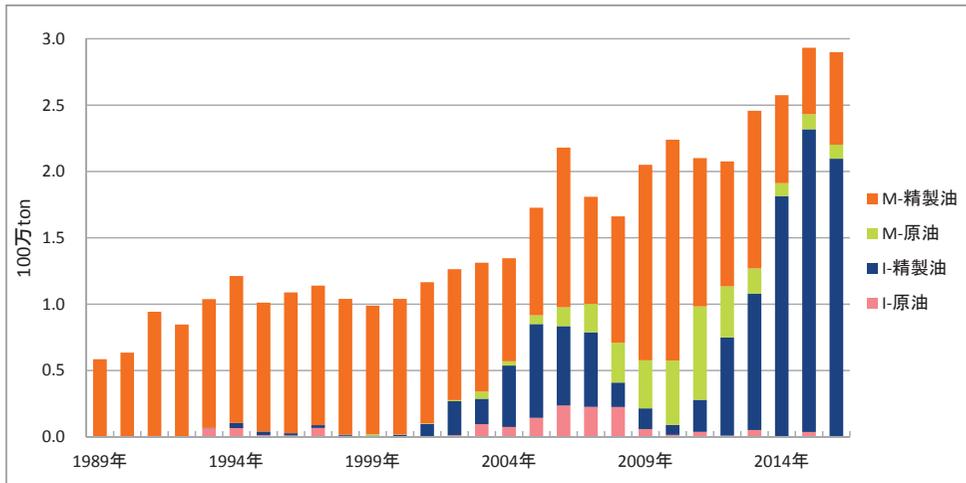
最後にパキスタン向け輸出の場合は、より劇的な変化が生じていることが図11からわかる。2大生産国から同国へのパーム油輸出量は、1991年に単独の仕向先としてはシン

図10 インドネシア・マレーシアの中国向け精製度別パーム油輸出量



(出所) 図1に同じ。

図11 インドネシア・マレーシアのパキスタン向け精製度別パーム油輸出量



(出所) 図1に同じ。

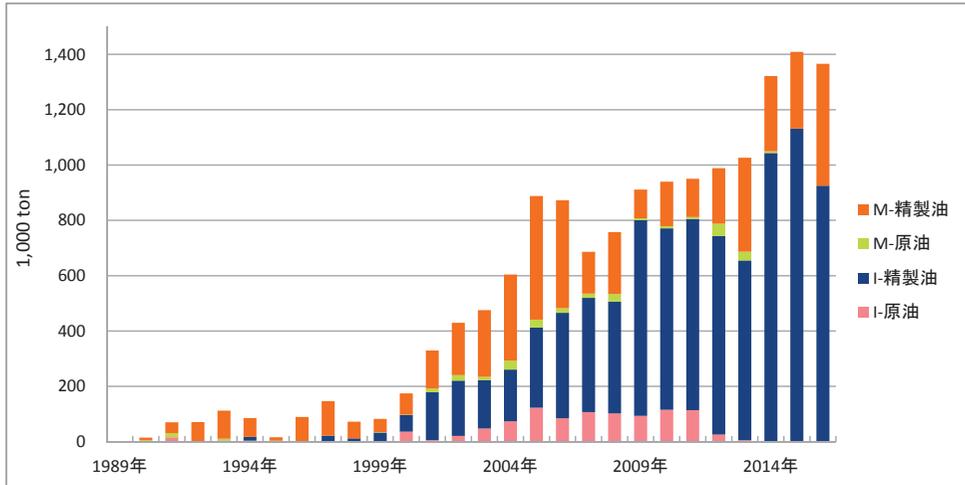
ガポールを抜いて第1位となったほどの「パーム油輸入先発国」である。同国への輸出量は、93年には他に先駆けて100万トンを超え、95年に中国に抜かれるまで単独の仕向先国として首位を維持していた。その後同国では、2000年までおよそ100万tonレベルの精製油市場をマレーシアからの輸出がほぼ独占してきた。2000年以降インドネシアからの精製油輸出が徐々に同国市場に浸透していき、2005年には一旦約71万tonにまで伸びることになる。しかし、その後急速に後退して、2010年にはその規模が7.5万tonと約10分の1の規模にまで縮小したのであるが、その後わずか6年間で約210万tonにまで急激な増大を記録しているのである。対してマレーシアは、2010年に約166万tonの規模を誇った精製油輸出を、2016年には100万ton近く少ない約70万tonにまで縮小させている。中国市場とは違い成長が持続しているパキスタン市場は、インドネシアからの輸出によって席卷されつつある。直近でもインドネシアの構成比は、約72%である。

以上、ASEAN域外のアジア大市場3ヶ国へのパーム油輸出量は、直近の2016年でインドネシアからが1,018万ton、マレーシアからが487万ton、合わせて約1,555万tonとなっている。この年の2大生産国からの輸出量のおよそ41.2%という高率である。

[3] 他のアジア市場

現在、パキスタンに次ぐアジアのパーム油市場は、バングラデシュ、そして日本である（ここまでのアジア市場5ヶ国にパーム油生産大国であるインドネシアを含めると、アジアの人口でトップ6が並ぶ）。それぞれの精製度別輸入量の変化を確認しておこう。

図 12 インドネシア・マレーシアのバングラデシュ向け精製度別パーム油輸出量



(出所) 図 1 に同じ。

これらの図から、現在、バングラデシュについてはインドネシアが、日本についてはマレーシアが市場の過半を制していることがわかる。

バングラデシュの場合は、当初マレーシアが先発して輸出市場を切開いたのであるが、2000年以降インドネシアの輸出量を上回り、以後一貫して優位を保っている。ただ、2000年代半ば以降、マレーシアからの輸出が10万～40万 ton 台の振幅で増減を繰り返しており、直近では44万 ton の輸出量となっている。パキスタンの場合のように、縮小の一途ではない。インドネシアの構成比は約70%である。

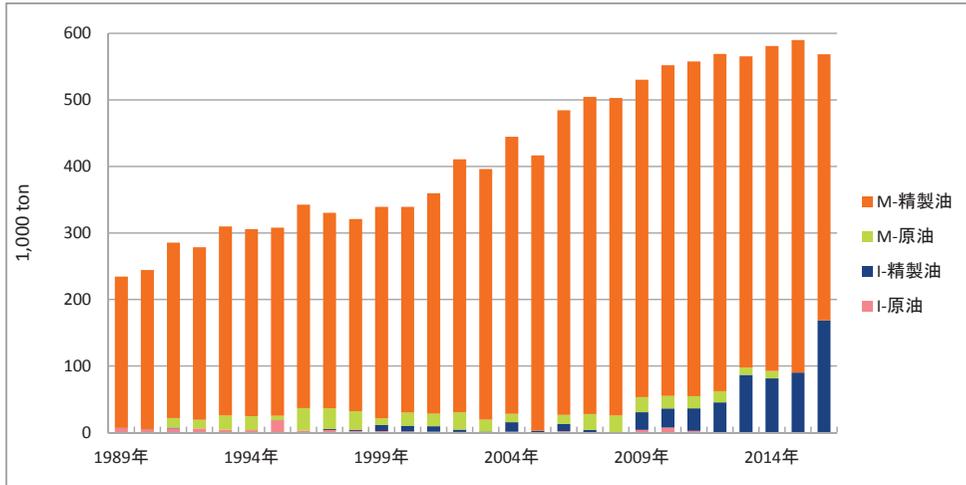
日本に対しては、当初よりマレーシアからの輸出が圧倒的である。これには、日本商社の三井物産と現地のアブラヤシ・パーム油関連産業の政府系開発機関である FELDA (連邦土地開発庁) との間の提携関係がマレーシアからのパーム油輸出の重要な契機になったこととその関係が今なお持続していることの影響が大きいと考えられる。しかし、インドネシアからの輸出も近年伸びており、直近では約30%の構成比をもつに至っている。

以上の2ヶ国へのパーム油輸出が占めるシェアは、合わせて約5%、前項で取上げた3ヶ国と合わせると、約46%となる。インドネシア・マレーシアからのパーム油輸出の半分近くは、ASEAN 域外のアジアの大市場に向けられているのである。

3.2 欧米大市場へのパーム油輸出

インドネシア・マレーシアがパーム油の大規模輸出市場をもっているのは、アジア域

図13 インドネシア・マレーシアの日本向け精製度別パーム油輸出量



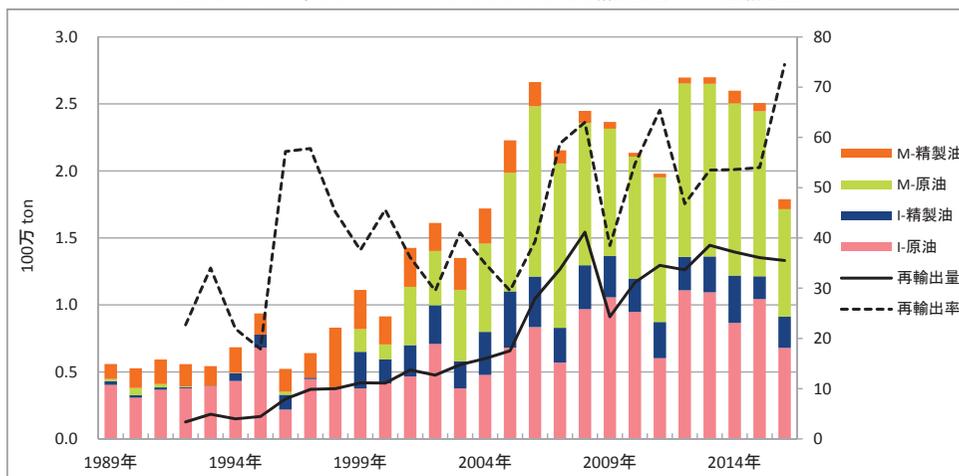
(出所) 図1に同じ。

内だけではない。欧米で注目されるパーム油輸出市場を4ヶ国取上げよう。

インドネシア・マレーシアのパーム油輸出市場として、しばしば取上げられる地域カテゴリーはEUである。確かにEU市場は、1989年から2016年にかけての2大生産国からのパーム油輸出増に対して10.6%とASEANとほぼ同等の寄与率をもち、直近の構成比は13.7%とASEANを上回っている。そのEUのなかでも、特に大きな市場がオランダである。食品・日用品を生産販売する一般消費財企業・ユニリーバが自社製品の中間財として大量に輸入してきたことが大きく影響しているとされる。また、オランダは、かつての宗主国と植民地という関係があるためと考えられるが、早くからインドネシアにパーム油輸入の多くを依存していた。そうした傾向が1990年代末まで続いていることが図14からわかる。これに変化が現れるのが、世紀転換期である。インドネシアからの輸出が原油・精製油合わせておよそ700万tonを記録した2001年に、マレーシアからの輸出が約726万tonとなって両国の位置が逆転する。以後直近まで、頻繁に順位が入替るほどの拮抗状態が続いているが、2001-16年の16年間の総計をとれば、インドネシアからの輸出は1,702万ton、マレーシアからのそれは1,735万tonと後者がやや優位である。

また、インドネシア・マレーシア双方からの輸出形態のほとんどが原油であることと、再輸出比率が高いことから、輸入された原油が現地での精製工程を経て製品化されるか、あるいは再輸出されていることがわかる。再輸出は、ほとんどが精製油形態で行われている。輸出先は大半が欧州諸国で、オランダが欧州におけるパーム油の精製-再輸出拠点の役割を担っていることになる。加えて、再輸出货量・再輸出率とも近年増大・上昇する

図 14 インドネシア・マレーシアのオランダ向け精製別パーム油輸出量



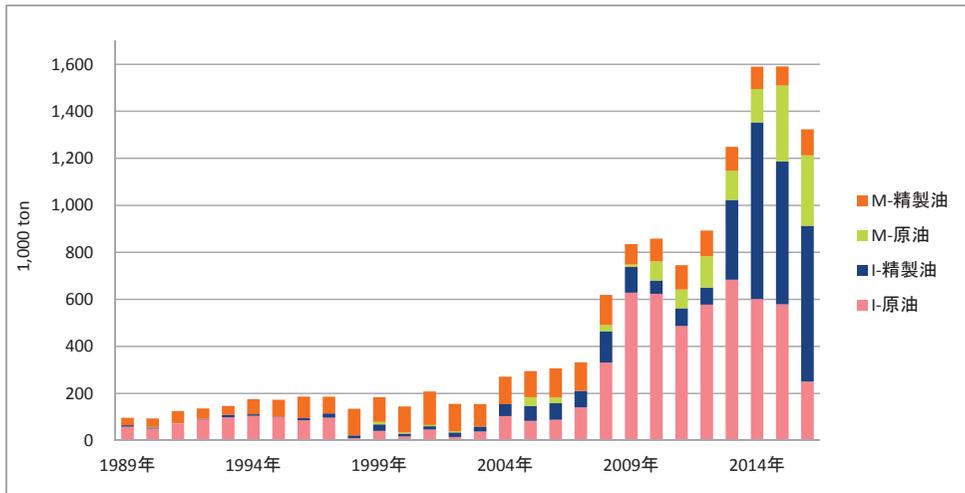
(出所) 図 1 に同じ。

傾向にあり、オランダが精製・再輸出拠点としての性格を強めていること、並びに欧州でのパーム油需要の高まりを象徴していることがわかる。

続いて、最近欧州で急速にパーム油輸入を伸ばしている 2 ヶ国、イタリアとスペインへの精製度別輸出の動向を確認しよう (図 15, 16)。いずれの国へも、2008～09 年から急激に輸出が伸び始め、直近まで 5～6 倍の成長を遂げている。しかも、輸出量増加のほとんどを担ったのがインドネシア産パーム油である点でも共通している。直近のインドネシアの構成比は、イタリア向けが 69%、スペイン向けが 85% という高率である。これらから、欧州の伝統的市場のオランダでは先発のインドネシアと後発のマレーシアが相克状態にあり、新興市場のイタリア、スペインではインドネシアがマレーシアを圧倒しているという 2 大生産国間のせめぎ合いの構図が鮮明になった。

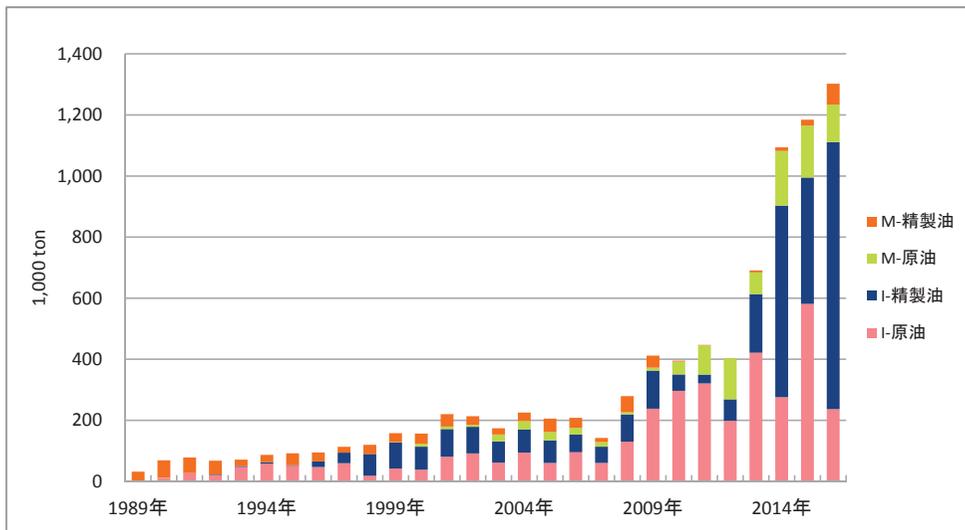
最後に、将来に急伸の可能性を秘めるアメリカ市場についてみておこう (図 17)。同国は、1970～80 年代にマレーシアからのパーム油輸入が急増したことで、パーム油が健康面に及ぼす悪影響が「科学的根拠」を装いながら喧伝され、90 年代その輸入が低迷した経験をもつ国である¹⁹⁾。しかし、その際、パーム油が健康に良くない影響を及ぼすとされた根拠が一つ一つ掘り崩されていくにつれ、輸出が再び増大し始め、2000 年代半ばから増大の速度が速まって現在に至っている。元々、大豆やコーンなど、他の植物性油脂の油種を多く産出する農業国でもあることから、現時点では輸入量そのものは 110 万 ton 余と他の大市場に比べて特に大きいというわけではないが、将来の動向が注目される。ここでも、2012 年まで 70 万 ton 前後の市場のほとんどをマレーシアからの輸出が満たして

図15 インドネシア・マレーシアのイタリア向け精製度別パーム油輸出量



(出所) 図1に同じ。

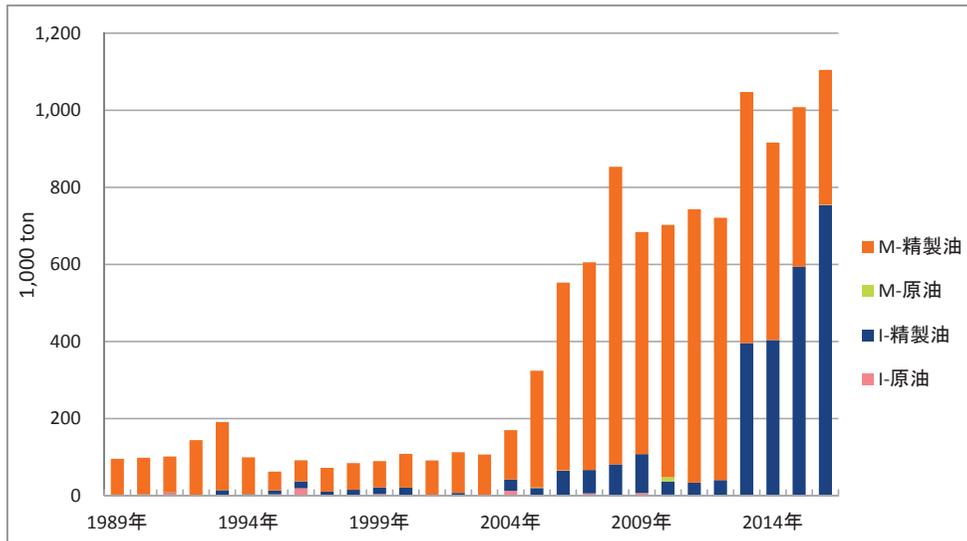
図16 インドネシア・マレーシアのスペイン向け精製度別パーム油輸出量



(出所) 図1に同じ。

いたが、それ以降のたった4年間でインドネシアに逆転を許し、直近では後者の構成比が68%超と圧倒的な水準にある。インドネシアには、マレーシアのアブラヤシ・パーム油関連資本が相当程度進出しているといわれているが、そうしたインドネシアで事業を展開しているマレーシア資本が、従来の市場の需要の一部をインドネシアの生産拠点からの輸出によって満たしているという可能性もある。いずれにもせよ、インド、オラン

図 17 インドネシア・マレーシアのアメリカ向け精製度別パーム油輸出量



(出所) 図 1 に同じ。

ダ以外の市場向けのパーム油輸出に、インドネシアからの輸出の増大が顕著であるケースが目立っている。

以上、欧米 4 ケ国の大市場へのパーム油輸出約 552 万 ton は、直近のインドネシア・マレーシアからの全パーム油輸出量に 15% の構成比を占めている。これとアジアの大市場とを合わせれば、約 61% のシェアとなる。いかにインドネシア・マレーシアのパーム油生産と、域外の、しかも大国の市場とが強い補完関係にあるかがわかる。

4 ASEAN 加盟国の一次産品・加工品貿易に対するパーム油貿易の示唆 —むすびに代えて—

最後に、2, 3 節で明らかになった事実が、1 節で示した ASEAN 加盟国の一次産品及び及びその加工品の貿易に占める域内貿易の比率の動向にとってもつ意味、さらに ASEAN 加盟国の貿易一般の域内比率にとってもつ意味について検討し、むすびに代える。

まず、ASEAN 加盟諸国の経済・貿易構造は、一見補完的ではなく競合的にみえはするが、必ずしもそうとは限らないことが 2 節の分析から明らかになった。それは、域内貿易をさらに促進する余地があるということの意味する。インドネシア・マレーシアから

のパーム油輸出のケースでは、ミャンマー・フィリピン・ベトナムのケースがそれに当たる。かなり複雑な問題を孕んでいるが、インドネシア・マレーシア間のアブラヤシ・パーム油産業の工程間補完関係もこれに該当するケースといえる。

しかし、3節で明らかになったのは、ASEAN 域内の補完関係よりさらに大きな補完関係が、ASEAN と域外諸国、とりわけ大きな市場を抱える諸国との間に存在しているということである。ASEAN 域内のパーム油市場規模が、直近で約 400 万 ton であるのに対して、域外大国の市場は 2,200 万 ton 台である。これに中小規模の市場まで含めると、ASEAN のシェアは既述の通り 10.9% となる。いくら域内の貿易にさらなる発展の余地があっても、域外との間の貿易の方にさらに一層大きな余地があるのである。

ここで改めて考えてみたいのは、パーム油という一次産品加工品が、とりわけその原料であるアブラヤシの生産に関して、東南アジアにおいて特殊なほど他に対して優位な条件で発展を遂げてきた産業部門の産品であるということである。それは、熱帯に位置しているというアブラヤシの生育に関する地理・自然条件、プランテーションという生産体制が植民地期から根づいていたという歴史的な条件、マレーシア・インドネシアにおけるアブラヤシ・パーム油の生産体制がかたちを整えつつあった時期に期せずして発生した通貨危機により国際市場において他の植物性油脂にはるかに勝る価格面での優位性を獲得したという経済的条件などを挙げれば自ずと理解される事柄である。パーム油関連産業部門は、東南アジア、とりわけインドネシア、マレーシアにしか発展した形態で存在していない産業部門であるため、世界全域でその製品に対する需要が高まれば、自ずと規模の大きな域外市場への貿易比率は高まる。このようなパーム油と類似の条件をもつ商品が、一次産品及びその加工品のなかにはほかにも存在するであろう。それゆえ、近年わずかに上昇の兆しがみえるとはいえ、一次産品・加工品の域内貿易比率が依然として 25% 前後にあることと、そもそも輸出指向的な発展を遂げてきた製造業品の域内貿易比率の低さとが相俟って、貿易一般の域内比率の低さの要因となっているのではないか。域内貿易比率を高め、より多くの付加価値を各製品に体化するための施策を講じることが、域内経済統合の度合いを高め、ASEAN 経済の発展につながるするのであれば、果たしてそのことが技術的に可能であるかどうか、可能であるとしても、政策的な誘導が企業に対して効果的であるかがまず問われなければならない。そのためには、丹念で地道な、産業部門ごと、製品ごとの研究が不可欠である。

注

- 1) 後述するように、西口清勝 (2016b) が、こうした見解の代表例である。
- 2) Basu Das (2016) を参照。
- 3) 加納 (2014) p.202 を参照。ただ、当該箇所では加納は、「『一次産品』(農業・漁業・鉱業・林業の生産物で加工される前のもの)の生産と輸出」に限定して本文に記したように記述しているが、同書ではその加工品についても様々なデータを整理して論じられているので、その記述は、筆者のいう東南アジアの「一次産品加工品」についても同様に考えて問題ないと思われる。
- 4) こうした事態がなぜみられるかについては別途精査が必要であるが、ここでは事実の指摘だけにとどめておく。
- 5) インドネシア、マレーシアからのパーム油輸出の急増について予測し、それがとりわけ生産国の社会経済に及ぼす影響について論じた近年の文献には、Carter et al (2007)、Lokollo (2014) がある。
- 6) 中南米諸国では、グアテマラ、ホンジュラス、コロンビアなど近隣諸国にパーム油を輸出している国が数か国存在する。UN Comtrade Database の当該諸国からのパーム油輸出データを参照。
- 7) 図2の注にも記したが、ここでいう「アジア太平洋」地域とは、北米・南米大陸諸国を除く地理的概念として定義している。
- 8) 加納 (2018) を参照。
- 9) ここでは、シンガポールからのパーム油輸出量/インドネシア・マレーシアからシンガポールへのパーム油輸出量、と定義している。
- 10) 実際、シンガポールにおいて、パーム油は食用として消費されるだけでなく、他のパーム油関連製品の生産工程に投入されている。バイオディーゼル油生産大手の Neste Oil (フィンランド) が2010年11月から年産量最大80万 ton のバイオディーゼル油生産施設を稼働させている。詳しくは、以下のサイトを参照。<https://cleantechnica.com/2010/11/22/worlds-largest-biodiesel-plant-starts-production-in-singapore/> (2018年4月18日閲覧)
- 11) 以上については、藤田 (2018) を参照。
- 12) 現実問題としてこうしたケースは生じにくいし、生じた場合に現地の生産者特に小農や、小農に雇用されている農園労働者が被る打撃は少なくないので、慎重に検討されるべき事項である。ただここでは、そうしたケースが生じた場合どうなるかについて議論しているのみである。
- 13) フィリピンでのパーム油生産とその振興策の展開については、野沢 (2011) を参照。
- 14) パーム油の製法、精製・加工については、木田 (2011 a, b), (2012 a-d) を参照。
- 15) 詳しくは、林田 (2013), (2018c) を参照。
- 16) 2012年以降にインドネシアからのパーム油輸出が精製油主体となっていることについては、同国における精製能力が増強されてきていたことを背景として、2011年9月に当該時点で原油・精製油とも一律15%だったパーム油の最低輸出関税率が精製油の一部について

7%に引下げられたことが影響しているものと思われる。

- 17) その証拠に、インドネシアのパーム油輸出は、2010年には精製油の割合が42%でしかなかったものが、16年には約77%にまで高まっている。データは、UN Comtrade Databaseより算出。
- 18) 特定国・地域の寄与率 = (2016年の特定国・地域への輸出量 - 1989年の特定国・地域への輸出量) × 100 / (2016年の輸出総量 - 1989年の輸出総量)。端点(1989年と2016年)を比較した場合の総輸出量の増分のうち、各国・地域への輸出量の増分がどれほどの割合を占めているかという比率。
- 19) 岡本(2018)を参照。

付表1 本稿における「一次産品」の貿易統計上の定義

第1部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類	動物(生きているものに限る。)
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
第2部	植物性生産品
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品
第5部	鉱物性生産品

	第 25 類	塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント
	第 26 類	鉱石、スラグ及び灰
	第 27 類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
第 7 部		プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
	第 40 類	ゴム及びその製品
	40.01	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム
第 8 部		皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
	第 41 類	原皮（毛皮を除く。）及び革
	第 43 類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
	43.01	原毛皮
	43.02	なめし又は仕上げた毛皮
第 9 部		木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
	第 44 類	木材及びその製品並びに木炭
	44.01	のこず及び木くず、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
	44.02	木炭
	44.03	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）
	44.04	たが材、割つたボール、木製のくい、木製の棒及びチップウッドその他これに類するもの
	44.05	木毛及び木粉
	44.06	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木
	44.07	木材（縦に引き若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
	第 45 類	コルク及びその製品
	45.01	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉碎したコルク
	45.02	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）
	第 46 類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第 10 部		木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
	第 47 類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
	47.01	機械木材パルプ
	47.02	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）
	47.03	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
	47.04	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
第 11 部		紡織用繊維及びその製品
	第 50 類	絹及び絹織物
	50.01	繭（繰糸に適するものに限る。）

	50.02	生糸（よつてないものに限る。）
	50.03	絹のくず（繰糸に適しない繭，糸くず及び反毛した繊維を含む。）
	50.03	絹のくず（繰糸に適しない繭，糸くず及び反毛した繊維を含む。）
	50.04	絹糸（絹紡糸，絹紡細糸及び小売用にしたものを除く。）
	50.05	絹紡糸及び絹紡細糸（小売用にしたものを除く。）
	50.06	絹糸，絹紡糸及び絹紡細糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす
第51類	羊毛，	織獣毛，粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
	51.01	羊毛（カードし又はコムしたものを除く。）
	51.02	織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたものを除く。）
	51.03	羊毛，織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし，反毛した繊維を除く。）
	51.04	羊毛，織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）
	51.05	羊毛，織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたもの（小塊状のコムした羊毛を含む。）に限る。）
	51.06	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし，小売用にしたものを除く。）
	51.07	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし，小売用にしたものを除く。）
	51.08	紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし，小売用にしたものを除く。）
	51.09	羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）
	51.1	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし，小売用にしたものであるかないかを問わない。）
第52類	綿及び綿織物	
	52.01	実綿及び繰綿（カードし又はコムしたものを除く。）
	52.02	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
	52.03	綿（カードし又はコムしたものに限る。）
	52.04	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）
	52.05	綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし，縫糸及び小売用にしたものを除く。）
	52.06	綿糸（綿の重量が全重量の85%未満のものに限るものとし，縫糸及び小売用にしたものを除く。）
	52.07	綿糸（小売用にしたものに限るものとし，縫糸を除く。）
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	
	53.01	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
	53.02	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
	53.03	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの，亜麻，大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
	53.04	サイザル麻
	53.05	ココヤシ，アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス），ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ，ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
	53.06	亜麻糸
	53.07	第53.03項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸
	53.08	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸
第12部	履物，帽子，傘，	つえ，シートステッキ及びびち並びにこれらの部分品，調製羽毛，羽毛製品，造花並びに人髪製品

第 67 類	調製羽毛, 羽毛製品, 造花及び人髪製品
67.03	人髪（仕上げをし, 梳き, 漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛, 獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）
第 13 部	石, プラスター, セメント, 石綿, 雲母その他これらに類する材料の製品, 陶磁製品並びにガラス及びその製品
第 68 類	石, プラスター, セメント, 石綿, 雲母その他これらに類する材料の製品
68.01	舗装用の石, 縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし, スレートのものを除く。）
68.02	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品, 天然石製のモザイクキューブその他これに類する物品並びに人工的に着色した天然石の粒, 細片及び粉
68.03	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品
68.04	ミルストーン, グラインドストーン, グラインディングホイールその他これらに類する物品及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で, 天然石製, 凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの
第 14 部	天然又は養殖の真珠, 貴石, 半貴石, 貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品, 身辺用模造細貨類並びに貨幣
第 71 類	天然又は養殖の真珠, 貴石, 半貴石, 貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品, 身辺用模造細貨類並びに貨幣
71.01	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし, 糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし, 天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）
71.02	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし, 取り付けたものを除く。）
71.03	貴石及び半貴石
71.04	合成又は再生の貴石及び半貴石
71.05	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉
71.06	銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし, 加工していないもの, 一次製品及び粉状のものに限る。）
71.07	銀を張つた卑金属（一次製品を含むものとし, 更に加工したものを除く。）
71.08	金（白金をめつきした金を含むものとし, 加工していないもの, 一次製品及び粉状のものに限る。）
71.09	金を張つた卑金属及び銀（一次製品を含むものとし, 更に加工したものを除く。）
71.10	白金（加工していないもの, 一次製品及び粉状のものに限る。）
71.11	白金を張つた卑金属, 銀及び金（一次製品を含むものとし, 更に加工したものを除く。）
71.12	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの

(注) 以上の日本語表記は, HS コードに基づく財務省貿易統計・輸出統計品目標によった。

付表2 データの利用可能性

	1995	2000	2005	2010	2014
ブルネイ					○
カンボジア		○	○	○	○
インドネシア	○	○	○	○	○
ラオス					
マレーシア	○	○	○	○	○
ミャンマー				○	
フィリピン		○	○	○	○
シンガポール	○	○	○	○	○
タイ	○	○	○	○	○
ベトナム		○	○	○	○

参考文献

(日本語)

- 岡本正明 (2018) 「もう一つの油戦争—不健康なパーム油という言説, その対抗言説の誕生と発展」『東南アジア研究』55 (2), pp.217-239。
- 加納啓良 (2014) 『【図説】「資源大国」東南アジア 世界経済を支える「光と影」の歴史』洋泉社, 206頁。
- (2018) 「分析レポート:株式会社定款の変遷にみるインドネシアのアブラヤシ農園企業—20世紀末までの展開」『東南アジア研究』55 (2), pp.367-399。
- 木田晴康 (2011 a) 「パーム油 その特性と食用油としての利用 (2) パーム油の搾油」『油脂』64 (11), pp.44-49。
- (2011 b) 「パーム油 その特性と食用油としての利用 (3) パーム油の精製」『油脂』64 (12), pp.84-89。
- (2012 a) 「パーム油 その特性と食用油としての利用 (5) パーム油の加工・分別①」『油脂』65 (2), pp.62-68。
- (2012 b) 「パーム油 その特性と食用油としての利用 (6) パーム油の加工・分別②」『油脂』65 (3), pp.86-91。
- (2012 c) 「パーム油 その特性と食用油としての利用 (7) パーム油の加工・硬化 (水素添加)」『油脂』65 (4), pp.46-51。
- (2012 d) 「パーム油 その特性と食用油としての利用 (8) パーム油の加工・エステル交換」『油脂』65 (5), pp.72-77。
- 西口清勝 (2017a) 「日本の ASEAN 直接投資の「新しい波」(その1)」『立命館経済学』65 (5), pp. 950-958。
- (2017b) 「日本の ASEAN 直接投資の「新しい波」(その2)」『立命館経済学』65 (6), pp. 1100-1110。

- (2016a) 「ASEAN 共同体の成立と域内経済協力 (その1)」『立命館経済学』64 (4), pp.512-518。
- (2016b) 「ASEAN 共同体の成立と域内経済協力 (その2)」『立命館経済学』64 (6), pp.892-908。
- 野沢勝美 (2011) 「フィリピンのアブラヤシ生産と農民組織：農地改革受益農民による共同組合形成」『亜細亜大学国際関係紀要』20 (1/2), pp.13-55。
- 林田秀樹 (2013) 「マレーシア, インドネシアからのパーム油輸出について—仕向地, 精製形態の変化にみる需要増の要因」『社会科学』第43巻第1号, pp.1-26。
- 藤田渡 (2018) 「ホワイトカラー農民の出現—タイ南部のアブラヤシ栽培と人々の生活世界—」『東南アジア研究』55 (2), pp.346-366。

(英語)

- Carter, Claire, W. Finley, J. Fry, D. Jackson and L. Willis (2007), 'Palm Oil Markets and Future Supply,' *European Journal of Lipid Science and Technology*, 109, pp.307-314.
- Basu Das, Sanchita (2016), 'Asean's Efforts to Remove Trade Barriers Remain Piecemeal', *the Straits Times*, Sep. 29th, 2016.
- Lokollo, Erna Maria (2014), 'Economic and Social Aspects of Palm Oil Industry: Indonesia's Palm Oil Trade in the Context of Economic Liberalization,' *Analisis Kebijakan Pertanian*. 11 (1), pp.1-9.

